

第5回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会

平成20年9月6日（土）

【事務局】 皆様、ご苦勞さまでございます。本日は、土曜日でございまして、お休みでございますし、また、大変農業が忙しいときでございます中にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。時間も参りましたので、ただいまから第5回長浜市及び東浅井郡・伊香郡6町任意合併協議会を開催させていただきたいと思っております。

本日の日程でございますけれども、お配りしております会議次第のとおりでございまして、報告事項1件と、協議事項のうち前回までに提案させていただきました案件5件でございまして、よろしくご協議賜りますようお願いをいたします。

また、本日は、高橋委員、一谷委員、片岡委員、伊香委員の4人の委員が所用のためご欠席でございます。委員総数58名中、本日54名の方がご出席をいただいておりますので、協議会規約第6条第3項の規定により、委員総数の半数を超えておりますので、本日の会議が成立したことをご報告申し上げたいと思っております。

それでは、協議会規約第6条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、川島会長、よろしくをお願いいたします。

【川島議長】 それでは、早速でございますが、会議規約により議長を務めます。議事が活発かつ円滑に進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、会議運営規程の第8条第2項の規定に基づきまして、本日の会議の会議録に署名する委員を指名いたします。住民代表の方をお願いしたいと思います。虎姫町の吉田道明様と湖北町の岸田こと様をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項といたしまして、報告第17号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、会議次第の3番にございます報告事項17号につきまして、報告をさせていただきます。

本日、お配りいたしました会議資料の1ページのほうをご覧いただきたいと思います。と存じます。

報告の第17号ということで、議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。この案件につきましては、第1回会議におきまして、議会議員の定数及び任期につきましては、1市6町の議会において協議いただき、当協議会のほうに報告いただくということで確認いただいているところでございます。それによりまして、各市町議会のほうで協議いただきまして、本日ご報告という形になったものでございます。

報告文につきましては、2ページのほうにつけさせていただいております。1市6町の議長様から協議会あてということでご報告でございます。議会議員の定数及び任期の取扱いについて（報告）ということでございます。協議第9号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり調整したので報告するというものでございます。

まず、記の部分でございますけれども、1点目でございます。市町村の合併の特例等に関する法律、第8条第2項、いわゆる定数特例でございます。それと第9条、在任特例でございますが、その規定は適用しないということでございます。

2つ目が、6町の議会の議員は、合併の日の前日をもって失職するという内容でござい

ます。

3 ページでございます。いわゆる合併の期日でございますが、合併の日の決定により、合併後に地方自治法第91条第5項の規定に基づき、長浜市会議員定数条例を改正し、議会議員の定数を34人とするというものでございます。さらに、公選法施行令第8条第1項の規定によりまして、合併前の長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の区域ごとに選挙区を設け、同令第9条の規定によりまして、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の長浜市の区域を区域とする選挙区28人、合併前の虎姫町を区域、同湖北町を区域、同高月町を区域、同木之本町を区域、同余呉町を区域及び同西浅井町を区域とする選挙区各1人とし、合併前の虎姫町を区域、湖北町を区域、高月町を区域、木之本町を区域、余呉町を区域及び西浅井町を区域とする選挙区において、いわゆる増員選挙を行うものとするという内容でございます。

4 点目でございますが、前項の増員選挙で選出された議会議員の任期については、公選法第260条第2項の規定によりまして、合併前の長浜市の議会の議員の任期でございます平成22年7月31日までとするということでございます。

5 点目が、増員選挙後に、長浜市議会議員定数条例を改正し、議会議員の定数を30人とし、選挙区を設けないという内容になってございます。なお、現長浜市会議員の任期満了後、最初に告示される一般選挙においては、更なる定数削減を目指すものとするという内容でございます。

6 点目、最後でございますが、合併後の議員の報酬については、長浜市の議会議員の在任期間については現行どおりとし、合併後、最初に行われる一般選挙後の議員報酬については、類似団体都市の報酬等を勘案し、報酬審議会にて決定いただくものとするということで、6 点でご報告をいただきました。

それと、4 ページのほうに当該調整内容につきましての決定理由ということで記載をいただいております。

1 点目が、先ほど報告いたしました1点目の在任定数特例を適用しないということについて理由が書かれてございます。6 町議会の議員がすべて在任すれば、合計で89人となり、簡素で安定した効率よいまちづくりを進めるために合併するのであり、議員報酬等を勘案すれば住民理解が得られないため、在任特例、定数特例は適用しないこととしたということになってございます。

それと、2 点目の長浜市会議員の在任期間にかかわる増員選挙ということでございますが、法的に可能な合併日が決定されたならば、公選法及び同施行令において、議会議員の選挙については選挙区を設けることができる旨が規定されており、合併後、旧町の住民にとっても均衡あるまちづくりの推進を望んでおり、それぞれの住民ニーズを新市の行政に反映するために、地方自治法で定められた定数34人に条例改正し、各市町毎に選挙区を設けることが望ましいと判断したということでございます。

3 点目でございますが、在任期間後の議員定数ということでございます。県内各市の状況、人口類似都市の現況を加味し、さらに平成19年12月31日現在、全国市議会議長会の議員定数に関する調査結果から、法定上限数34人の該当市106自治体のうち減員数4人とした自治体が24市と、一番多いということで、30人を在任期間後の議員定数としたということでございます。

4点目でございますが、議員報酬についてでございます。類似団体都市の状況を勘案し、人口増に見合った額に増額すべきと考えるが、公平公正な判断を期することからも、報酬審議会に委ねることを基本としたということでございます。

参考までに、先ほど申しあげました全国市議会議長会の調査結果がここに掲げられておられまして、人口10万から20万の平均額ということで、合併後、12万5,000ぐらいになるわけでございますが、そういった自治体の平均額ということで、議長以下議員までの平均額が記載されてございます。それと、全国の市の平均額ということになってございます。若干10万、20万低いという状況でございますが、さらに一番下のほうに、現在の長浜市議会の議員さんの報酬額ということで挙げていただいているところでございます。内容がかなり専門的になってございまして、住民の方もおられるということでございますので、本日、補足の資料ということで、お手元のほうにお渡しをさせていただいております。資料2のほうの提出資料というものがあろうかと思っております。このほうをご覧いただきたいと存じます。

ページが7ページでございます。

まず、この7ページのほうでございますが、議会議員の定数及び任期に関する資料ということでまとめております。まず1点目が、第1回の任協のほうでも提出させていただいておりますが、各市町の議会の現況ということで整理をさせていただいております。現在の議会の定数もしくは議員の実数でございますが、記載のとおりでございます。総数といたしまして93人という状態になってございます。それぞれの現在の自治体の区分によりまして、議員の上限数というものが定まっております。長浜市ですと30人という形になってございますが、以下各町の規模に応じまして、そういった上限数が定まっているということになってございますが、合併後の姿としましては12万5,000ということでございますので34人になろうということでございます。計の欄が134となっておりますが、これは誤りでございまして、34と訂正のほうをお願いいたしますと存じます。

それと、4点目に任期満了日ということで、長浜市以下西浅井町まで、それぞれの議員さんの任期満了日となっております。長浜市の場合ですと、任期満了日が平成22年7月31日となっております。それと、(5)番に議員さんの任期数、さらには先ほどご説明しました議員の報酬ということで挙げさせていただいているところでございます。

2点目のほうで、今回、編入合併ということを確認いただいておりますので、編入合併での議員の定数、それと任期の取扱い例と手続ということで、基本的には地方自治法なり公選法さらに合併特例法という中で、そういった規定が定められておるわけございまして、そういった法律上から基本的にはこういったパターンに整理されるということで整理させていただいたものでございます。左側に長浜市から西浅井町まで列記されておりました、一番上段のほうをご覧いただきますと在任というところでございます。つまり、今回編入合併ということでございますので、長浜市の議会議員はその任期でございます平成22年7月末まで在任いただくということが基本的なベースになってございます。

以下の虎姫から西浅井までの6町の議員さんの扱いでございますけれども、基本的に編入合併となりますと、合併期日の前日をもって失職されるということになっております。その失職後の扱いにつきまして、いろんなパターンがあろうということございまして、

Aパターン、それとBパターン、C、Dパターン、それとE、Fパターンと、こうなっております。一番上のAパターンとなった場合ですが、失職のままいかれるというパターンでございます。いわゆる選挙を行わずに、現在の長浜市会議員の28人のまま平成22年7月を迎えるというパターンでございます。その右側に増員選挙となっておりますが、これがBパターンということで、これは自治法に基づきます増員定数ということでございます。法律の上限定数が34人となっておりますので、現在の長浜が28人、つまり6人の増員が可能ということで、そういった増減が行えるというパターンがBパターンということになってございます。それともう一つ、C、Dパターンでございますが、これはいわゆる特例法の定数特例を使う場合ということでございまして、特例法の定数特例を使いますと、増員の可能数としまして14名まで増員が可能ということになってまいります。それがC、Dパターンということでございます。それと、一番下が在任の特例ということで、現在、先ほど申しあげましたように、トータルで93人の議員さんがおられますけれども、基本的には長浜市の市会議員さんは在任されますけれども、同様に6町の議員さんにつきましても在任いただくということでのいわゆる在任特例を使ったパターンということで、E、Fのパターンがあらうということでございます。

こういった形でのいわゆる在任期間の取扱いのパターンがございすけれども、それ以降、一般選挙後、平成22年7月以降の扱いにつきましても一定の特例措置があらうということでございます。その内容につきましては、9ページのほうに詳しく整理をいたしております。若干お時間をいただきましてご説明をさせていただきますと、まず、Aパターンでございますが、これは編入される6町の議員さんは、先ほど申しあげましたように、編入合併ということですので失職にならうということでございます。先ほどご説明しましたように、いわゆる特例なりを使わずに行った場合、AとBの2つのパターンがあらうということでございますが、Aのパターンはいわゆる増員の選挙を行わないということで、つまり長浜市会議員の28名さんだけが在任されるというパターンでございます。その後の一般選挙という部分につきましては、自治法の34人という上限数がございすので、その中での定数の中で選挙を行うというパターンでございます。Bパターンが自治法の上限数、いわゆる34人でございすが、現在28人の市議会議員がおられますので、6人までの増員選挙を行うという形のパターンがあらうということでございます。Cパターンが、いわゆる合併特例法の定数特例を使ったパターンということになってまいりまして、長浜市の市会議員さん28人は、その任期中は在任されるということでございますけれども、6町の議員さんにつきましても、定数特例というものを使うならば、増員可能定数としまして14人ということになってまいります。選挙区を設けるということで、各町ごとということでございます。そういった形でのパターンもあらうということでございます。Dパターンでございますが、これも同様の内容になってございすけれども、CパターンとDパターンの違いというものでございすけれども、いわゆる平成22年8月1日以降の扱いが異なっているということございまして、Cパターンですと、いわゆる次の選挙以降ですが、これは自治法を適用するというので、いわゆる34人以内の定数でもって選挙を行うという形になってございすけれども、Bパターンの場合ですと、さらに特例法を延長する形で、いわゆる増員定数14のまま次の選挙も行うという形になってございす。従いまして、次の次の選挙、平成26年8月1日ごろの選挙につきましては、

自治法の適用によりまして34人以内の定数といった形になるというものでございます。それとEパターンでございますが、これはいわゆる在任の特例を使ったものでございます。ここの表に記載しておりますように、長浜市28人、これは編入ということで在任されるわけでございますが、6町の議員さん65人につきましても、このまま在任いただくということでございまして、22年の7月いっぱい在任いただくというケースも考えられるということでございます。E、Fパターンにつきましても、在任の特例を使ったものとなつてございますが、いわゆるEとFの違いとなつてまいりますと、Eのパターンが、次の選挙におきましては自治法の定数34人以内の選挙になるということでございまして、Fパターンの場合ですと、さらに今度は定数の特例を使うということで、先ほど前段でご説明いたしました増員定数14人を加味したような形での次の選挙を迎えるということでございます。

このように大きく6つのパターンに整理されるという形になってございます。

もう一度8ページのほうにお戻りいただきたいと存じますけれども、ここでもう少し詳しくその内容を整理いたしております。上段のほうは、(1)番ですが、合併直後の選挙となつてございます。下のほうをご覧くださいますと、合併後最初の一般選挙ということで、上下このように分けてございます。今の報告の内容に沿って、その報告の内容を説明する形になりますと、一番左側の合併特例法を適用しないパターン、AないしBパターンと、こうなつてこようかと考えております。まず、議会議員の身分でございますが、長浜市の議会議員は引き続き在任し、6町の議員は失職するというところでございます。それと、合併直後の選挙でございますが、1つは選挙をしないということと、それともう1つが、合併の日から50日以内に増員選挙を実施するという形のものもあろうかということでございますけれども、中ほどに米印で書いてございますように、「ただし、市議会議員の任期が終わる前6月以内、つまり平成22年2月1日以降に合併が行われた場合につきましては、増員選挙は実施されない。」ということで、公選法第34条第2項のほうにうたわれてございます。こういった形でございますので、期日によりまして増員選挙が可能かどうかということもあろうかということでございます。

それと、下の②番の定数及び選挙区の関係でございますが、基本的には自治法の91条第2項の中で、市町村の人口に応じまして議員の定数上限というものが定められております。今回、12万5,000程度の自治体になるということでございますので、法律の上限といたしましては34人以内になるということでございます。従いまして、中ほどに計算式が書いてございますが、増員定数といたしまして、特例法を使わない場合でございませけれども、34人から28人を差し引きしました6人以内になろうということでございます。さらにでございますが、公選法15条第6項の規定によりまして、条例で選挙区を設けることはできると、こうなつてございます。さらに、この場合におきまして、各選挙区の定数は原則人口に比例して定めなければならないということになってございますけれども、廃置分合、合併に伴う場合につきましては、人口に比例しないで定めることができると、こうなつておるところでございます。

それと、(2)番のほうは、合併後の最初の一般選挙でございまして、期日といたしまして、市議会議員の任期満了日前30日以内に選挙になろうということでございます。

それと、定数及び選挙区の関係でございまして、この場合につきましては、先ほど説明

しましたように、自治法91条第2項の規定によりまして、34人以内ということになるかということですが、選挙区につきましても、公選法15条第6項の規定によりまして、条例で選挙区を設けることができると、こうなっております。この場合ですが、各選挙区の定数は原則人口に比例して定めなければならないと、こうなっているところでございます。任期につきましては、22年8月1日、つまり長浜市議会議員の任期が7月31日となっておりますので、その翌日から26年7月31日までの4年間という形になっているという形でございます。こういった中で、今、報告いただいた内容につきましては、おおむねA、Bパターンの中でご報告いただいたということじゃないかなということでございます。

報告につきましては、以上でございます。

【川島議長】 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、公職選挙法によりまして、いろいろあるわけですが、議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、各議会の議長さんからご報告をいただきましたような形になっておるわけでございますので、これでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、議員の定数及び任期につきましては、ただいま報告いただきましたとおりといたします。そして、議員報酬につきましては、これは今回の対象外ではありますが、こういう報告があったということをして今後留意するというところでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【川島議長】 そういうことでよろしくお願いをいたします。

次に、前回提案しております5つの案件につきまして協議をいたします。

まず、協議第23号、合併の期日について協議します。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 前回は説明させていただいておりますが、第3回の会議資料となっておりますので、当日、3ページのほうに協議23号ということで、合併の期日についてはご提案を申しあげております。ご承知いただいておりますように、合併の期日につきましては、平成22年1月1日として提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【川島議長】 合併の期日につきまして、ただいま22年1月1日という提案がございましたようですが、いかがでしょうか。

【押谷委員】 長浜の押谷でございます。

協議23号の合併の期日についてであります。合併協議が整いましたら合併の日を1月1日とすることもやぶさかではありませんが、協議が整わない場合は、整った時点で合併の日を考えていくという意見でございまして、この問題につきましては、長浜市議会全会一致で保留とさせていただきたいと思っております。

【川島議長】 ただいま長浜の市議会から、合併の協議が整わなければ、これは決めるわけにはいかないということでございます。整ったら1月1日がいいということですが、とりあえずそういう形で進めてまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございませ

か。

【押谷委員】 とりあえずこの形というのは、どういう形ですか。

【川島議長】 いや、とりあえずというのは、だから、現在まだ整っていないものがありますので、整ったらもう一度これを議論するということできたいということでもあります。よろしゅうございますか。あるいは決めなければいけないという意見はありませんか。

そしたら、ただいま私が言いましたように、この合併の協議が整った時点で、この点をやると。それは今のお話では22年1月1日に決めることにやぶさかではないということでございますので、そのように了解したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 では、そのようにいたします。

次に、協議第26号、一部事務組合等の取扱いにつきましては、前回、滋賀県市町村退職手当組合の清算納付金の取扱いについて、ご意見が出ております。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 資料といたしまして、第3回会議資料の20ページのほうに協議第26号ということで、一部事務組合等の取扱いということで提案させていただいている案件でございます。前回、ご意見がございまして、退職手当組合の清算納付金の取扱いについてということでご意見があったところでございますけれども、既に前回の会議におきまして、当該退職手当組合の納付金の額なり、あるいはその予算措置等につきましての資料を配付させていただいております。もう少し詳しく申し上げますと、トータルで納付金といたしまして総額9億6,000万円余りの納付金の額があるわけでございますけれども、その取扱いにつきましては、この9億6,000万円は平成20年3月末の額でございますけれども、平成20年度末の清算納付金につきまして、平成21年度の予算に計上するということが6町とも確認いただいているということでございますので、その部分をご報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

【川島議長】 以上で協議26号の内容ですが、いかがでしょうか。

【浅見委員】 高月町の浅見です。私は、伊香郡民会館管理組合議会の議長をやらせていただいております立場で意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

協議第26号についてでございますが、伊香郡民会館管理組合としましては、伊香郡民会館管理組合の取扱いにつきまして、基本的に原案については可とするんですけれども、ここの別紙22ページのわずか2行ほどの文面に基づいて、今後、協議し解決に当たる中で、やはりこれまで歩んでいた歴史や現状をしっかりと把握して、いかにスムーズに解決できるのか、関係者間で相当のやりとりをしないといけないという予定でありますので、その点を皆さん、ご理解いただきたいと思います。

以上、意見として出させていただきます。

【川島議長】 ただいま高月町議会議長の浅見さんから、伊香郡民会館管理組合につきましては、解散することはオーケーであるが、この内容についての相談を合併時までには相談するということについては、十分今までの歴史のほうを勘案してほしいという言葉でございますが、それでまいりたいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

【押谷委員】　　今は退職組合の債務のことではなかったかと思っておったんですけれども、確かに資料は提出いただきましたが、しかも、予算措置をとられるということでありますが、前回も私は述べましたように、各町の清算の計画、つまり具体的に申しますと、どうした基金を取り崩して返済に充てるのかという詳しい中身を知りたいと。つまり、その基金も、本来ならば取り崩さなくてもよかったはずのものであると思います。それが取り崩されようとしているわけですから、どんな基金が取り崩されて退職金の清算に充てられるのかということを知りたいと思うのは当然でありますし、9億何がしが物という形で残っているなら多少の我慢もしましょうが、何もないわけでありますから、もう既に支払われてしまっているわけですから、あと残っているのはその清算だけなんですから、その清算のために基金が使われるわけですから、言ってみれば無責任ですよ、これは。今まできっちりこういうことを、清算をきちっとされてこなかったということは。合併を機会に何とかごじゃごじゃとやっつけてしまおうというような意図がなかったとは言えないというふうに私は思いますので、清算計画が具体的に出されない限り保留とさせていただきます。

【川島議長】　　今の質問ですが、決して各町、無責任にやっておられるわけじゃないんでありまして、具体的に説明を各町がいたしますので、お願いいたします。

【湖北町・総務課長】　　失礼します。湖北町、総務課の豊畑でございます。今ほど一部事務組合の取扱いの中で、退職手当組合の清算ということでお尋ねをいただきました。湖北町といたしまして、先ほど事務局のほうから説明をさせていただきましたように、合併時までに必要な措置をさせていただきたいということで、財源については確保させていただきたいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

（「どこの金を充てるのか」の声あり）

【湖北町・総務課長】　　現在の計画の中では、通常の前算決めの中でその前算措置をさせていただきたいということで、基金の取り崩しについては考えておりません。

以上でございます。

【南部委員】　　一般会計です。

【高月町・総務課長】　　高月町の総務課長です。高月町におきましても、今、湖北町が言われたように、21年度前算編成の中で財源を捻出し、前算措置をしたいと考えております。

【木之本町・総務課長】　　木之本町の総務課長でございます。同様に合併時までに前算措置をきちっとした形で持っていきたいと、そのように思っております。どうぞご理解のほどよろしくお願い致します。

【川島議長】　　もう少しはっきり教えてください。

【木之本町・総務課長】　　木之本につきましては、基金の取り崩しを考えております。

【押谷委員】　　どの基金を？

【木之本町・総務課長】　　地域振興基金の取り崩しを考えております。

【余呉町・総務課長】　　余呉町の総務課長でございます。余呉町におきましても、一部基金、これにつきましては、事務事業の調整の中で、地域振興資金貸付基金が事業廃止になりました。その関係で特目基金の整理をいたしまして、それと加えまして、前算上で一般財源等を勘案しまして前算措置を行っていききたいというふうに考えております。

【西浅井町・総務課長】　　西浅井町の総務課長でございます。西浅井町におきましても、

余呉町さんと同様に、特目基金の整理をいたし、それと一般財源とをあわせまして予算措置をさせていただきたいと思います。

【川島議長】 ということですが、いかがでしょうか。

【押谷委員】 ご説明になったことは不十分ではありますが、清算計画をお出しいただきたいというふうに言ってきたわけですが、どうして出していただけないんですか。

それから、もう1点、西浅井町さん、特目のことが出ましたけど、どんなものを取り崩されるんですか。参考までにお聞かせください。

【西浅井町・総務課長】 今のところ、どれという決定はしておりませんが、今後、この今年度内ということですので、地域振興基金を主にやらせていただきたいと思います。

【事務局】 事務局からですけれども、実際のところ、先ほど前段ご説明しましたように、20年度末の清算納付金を21年度の予算に計上するというございまして、現実的に当初の予算でありましたり補正の予算ということになってこようかと思えます。少し先の段階のお話になりますので、現実的なお話としまして、例えば決算整理でそういった余剰金が発生すれば、そういったところで対応できるという可能性もあったり、ひょっとしてそういう対応の部分がなかなか難しいということであれば、それぞれの自治体の中で、基本的に財政調整基金という部分で対応いただくということが基本になろうかと思えますが、その部分でなおかつ対応できないということになってまいりますと、幾つかお話がございましたように、特定目的基金の取り崩しでの対応ということもあろうかと思えます。従いまして、今の段階でこういった形にするということ、正確にというか、先のお話でございしますので、いわゆる確定したお話としてペーパーに落としお渡しできないということもございまして、そういう環境もございまして、今、各自治体のほうから今後の予定ということで回答をいただいたということがございまして、その点、ご理解をいただきたいということでございます。

【押谷委員】 それでは、そういった清算計画が具体的に整いますまでは保留とさせていただきます。特別委員会の総意は、具体的な計画を持って帰れ、その特別委員会で協議するということになっていきますので、どうかひとつご理解いただきたいと思えます。

【山表委員】 議長、休憩願いますか。

【川島議長】 じゃ、休憩します。

(休 憩)

【川島議長】 今、こちらで話しましたところ、押谷委員、少し誤解があるようなので、その辺につきまして、もう一度詳しく説明いたしますが、木之本町の副町長、お願いします。

【山表委員】 失礼します。退職手当組合の制度について、ちょっと誤解があるのかなという思いをいたしましたので、説明をさせていただきたいと思えます。退職手当組合の制度につきましては、当然、その加入している方の給与によって、毎年月々の納付金という形で退職手当組合に入り、そして、その方が退職されるときには、当然その給与等、また年数等について退職金が支払われるというシステムです。だから、今おっしゃっていただくように、20年で脱退したときに清算金が生じるということでございしますので、その清算金をそのまま赤字にしたまま、ずっとここまでやってきたんじゃなくて、人員の整理を進めている歩合が高いところほど、この逆ざやが出ているということでございしますので、職

員の定数管理等を見てもらえば十分理解をしてもらえらると思ひます。よろしくお願ひします。

【川島議長】 他に何かござひますか。この問題につきましては、私ども事務局からも詳しく押谷委員さんに話しますので、よろしくお願ひします。

【押谷委員】 私はメッセンジャーでござひますので、私に説明いただいてもあかんわけでござひます。特別委員会の意思をお伝えいたしておるわけでござひますので、ぜひとも特別委員会へ出向いていただひてご説明いただひき、それを聞いて判断させていただひくということで、よろしくお願ひいたします。

【川島議長】 今までなかなか特別委員会からお呼びがなかつたもので、ここの機会で一発勝負でやらんといかんであれなんです、ぜひお招きをいただひきたいと思ひます。そしたら事前に詳しく説明をいたします。

そうしましたら、この問題はそういうことで理解を深めていただひくと、私どもも最大の努力をいたします。

他に何かござひますでしょうか。

【武田委員】 木之本の武田です。次の2の1の伊香郡衛生プラント組合でござひますが、伊香郡衛生プラント組合も全員協議会を開催いたしまして、原案に賛成するものとする。ただし、職員がここにはおりますので、職員の身分についての配慮だけお願ひしたいということで賛成をさせていただひきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【川島議長】 この問題につきましては、実は直ちに市の職員というのは大変難しいと思ひますので、その辺も含めまして……。これは引き継ぎますので、わかりました。

他に何かござひますか。

そうしましたら、以上の26号につきましては、若干の問題もござひましたが、これはさらにそれぞれ関係の人たちと詰めさせていただひくということでご理解いただひたと、了承していただひたということでよろしゅうござひますか。

【押谷委員】 表現が違ふやん。もう一遍。

【川島議長】 だから、これは特に長浜の市議会につきましては、ただいま木之本の副町長からお話がありましたように、若干の誤解があるということでござひますので、その辺も含めて十分に説明しましてご理解を得るということを前提にして、これを通すということでよろしゅうござひますか。

【押谷委員】 あくまでも保留です。

【川島議長】 ぜひ、説明の機会を与えていただひくということで保留といたします。よろしゅうござひますか。

【押谷委員】 20年の清算が済んでからや。

【川島議長】 いやいや、そういうことではいかんです、それは。20年の清算と、それはいかんでしょ。

(「いかんですよ」の声あり)

【川島議長】 いかんでしょ。それは無理です。理解をいただひくということでお願ひをいたします。よろしくお願ひします。

それでは、次に26-1号として、一部事務組合の取扱いのうち、伊香郡病院組合について事務局から説明をお願ひいたします。

【事務局】 それでは、第4回の会議資料の8ページのほうをご覧いただきたいと思います。協議の第26-1号ということで、一部事務組合等の取扱いについて提案をさせていただいております。伊香郡病院組合については、合併の日の前日をもって解散するが、組合運営に係る10事業は合併後も存続するものとし、長浜市行政改革大綱を基本に、より効率的・効果的な運営に直ちに取り組むものとする。この場合において、病院事業については、滋賀県保健医療計画と整合性を図り、公立病院改革プランの策定を受けて、その運営方針を合併時まで策定するものとするという内容でございます。

以上でございます。

【川島議長】 ただいまの説明で、26-1号はいかがでしょうか。

【押谷委員】 26-1号につきましてですが、一部報道がされた帳簿上の赤字処理についての説明等、全国的な例の中でのそういう処理対応が適切かどうかの判断を伺いたい。また、総務省の通達で、公立病院改革プランを20年度中に策定することになっていますが、今年度中にできるのかどうか確認をいたしたいと思います。

最後に、複数年の決算資料、貸借対照表など財務諸表を提出いただくとともに、患者数や収支状況の時系列表の提出をいただいた上で判断をさせていただきたいということは、たびたび申しあげているところであります。

少し余談になりますが、高月町では既に湖北総合病院は合併後も地域の病院として残ります。合併後は長浜市に引き継がれ、市立病院の1つとして運営されますということを資料としてつくっておられます。これは今、協議中でもあるにもかかわらず、なぜこういう資料が出されるのでしょうか。これはいささか憤慨をいたしております。これは高月町住民集会に配られる資料であります。いつ湖北総合病院は長浜市立病院の1つとして運営されるということが決まったのでしょうか。高月町長の明快なご答弁をお願いしたいと思います。

【川島議長】 では、高月町長から先にお答えいただきます。

【北村委員】 このことにつきましては、従前、1市6町の間でも話し合いをいただき、やはり地域医療として残すべきだという話の中で、そういったことを前提として、今、考えていくと、以上のようなことでございます。これは高月町というだけでなく、やはり地域として考えるべきだということが皆さんの中で話し合われた結果、そういうふうに書かせていただきましたけれども、確かにここで協議という、その手順は踏んでおりません。この説明会の一応資料というふうなことで、今日が終わってから説明会に入るという段取りでつくったものでございます。

【川島議長】 ただいま町長がお話しいただいたとおりでありまして、私どもも幹事会、調整会議などで伊香郡病院を存続させるのかさせないのかという議論は一切しておりません。すべての議論は伊香郡病院が存続するという形で、その組織形態をどうするかとか、あるいはそれに附属している社会福祉関係の施設をどうするかというような議論をしておるわけございまして、その辺はぜひともこの場におきましてもご理解をいただきたいと思います。

【押谷委員】 そういうことを理解しないわけではありません。これは9月8日、9日、10日、12日と、高月町住民集会で配られるという資料でありますよ。これは20年8月につくられているわけです。つまり、これはどういうことかといいますと、任意協議会

が8月の4回で終わることを前提にしてつくってあるんですよ、これは。だから、こういうことをするから任意協議会を形骸化させて儀式化させてしまうんですよ。初めから長浜市立病院になるんですという説明をするわけですから、無責任極まりないですよ。侮辱ですよ、これは。任意協議会で、いかにいい合併をしようかとして、みんな考えているわけです。そのときに先走ってこんな資料を、よろしいか、これはインターネットで出てくるんですよ。アメリカのホワイトハウスで検索しようと思ったらできるんですよ。世界中でできるんですよ、これ。世界中に大恥かいているんですよ。だから、こういうところは任意協議会を形骸化させずに活発な議論をして、いい合併をしていこうとしているのでありますから、勇み足はやっぱりおかしいと。反省の弁が聞かれるのかと思いましたが言いわけをされたので、ちょっと頭へ来たわけでございます。いずれにしましても、26-1につきましては、まだまだ精査しなければならないことがたくさんございますので、保留ということの意見だけは述べさせていただきます。

【川島議長】 それから、今の他の問題に答えて。

【建部事務局長】 伊香郡病院組合の事務局の建部と申します。一番最初の資本剰余金、欠損処理についてでございます。それにつきましては、地方公営企業法に欠損処理は5つの方法があります。それで、最終的な手段で、法でなくて施行令のほうの一番最後の手段でございます資本剰余金をもって相殺するというのがございます。それをもって剰余金と累積欠損金を相殺いたしました。これは法的にもできるということで、三重県立病院が3年ほど前、174億円の欠損処理をしています。このことについては三重県立病院等々に行って同じような処理をして、できるということで確認をしてきたところと、公認会計士等々に相談させていただいて、欠損金を処理するというのをいたしました。

それと、公立病院改革プランの作成につきましては、これは本年度中に国はやれということですので、それに向かって今、計画を立てているところです。

あと、我々は国保直診でございます。国保というのは、地域包括医療を含めていろんなことを総合的にやっている病院ですので、その辺も踏まえまして、また地域医療計画、この辺では老人保健施設等々がまだ130床不足とかいうこともありますので、その辺等を踏まえて総合的に健全化できるような計画を立てていきたいと、今、考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

【事務局】 それと決算等の資料の提供ということがございましたけれども、本日、用意できておりませんので、早々にまた協議会委員さんのほうに、そういった関係の資料を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【川島議長】 よろしゅうございますか。

【山本委員】 湖北町、山本でございます。この病院の問題ですが、今、再度処理云々とおっしゃっていましたが、将来的に長浜の行政改革大綱に基づいて処理するというふうに伺っておりますけれども、例えば今の経営体制をそのまま存続して経営体制を変えないでやるのか、また、どこの市町もやっておられる病院だけはもう民間経営にするとか、その辺のところのある程度具体的なところを示していただかないと、うちの町も病院の問題につきましては相当危惧しております。合併したところで、今、長浜の市民病院も5億何ぼの赤字が出ておりますが、このような赤字を垂れ流すようなことであれば何の意味もなくなってしまうと思っておりますので、その辺のところをもう少し詳しくといたしますか、次のと

きでも結構ですから、お示しを願いたいというふうに思います。湖北町もそういう点では保留をさせていただきたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 病院につきましては、病院と、それから社会福祉関係の施設が幾つかありまして、その全体を病院組合という形で現在しておられるので、病院そのものの機能は、これは先ほども言いましたように、私どもは存続しなくちゃいけない、病院の機能は存続させると。その場合にどうしていくかという議論はやっておるわけで、地域的に見ましても、あそこに病院が必要だという認識は完全に一致しています。そして、その社会福祉関係の施設についてどうするかと。これは今のところの議論では、その、別に切り離すということの議論を進めているということですが、今、押谷委員からも話がありましたし、もう少し詳しい内容につきましては、次回、ここでは保留させていただいて、お示ししますということをお願いしたいと思います。

なお、長浜の議会につきましては、また特別委員会でぜひともその機会をいただいて、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

【武田委員】 木之本の武田です。湖北総合病院の話でありますけれども、今ほど会長のほうから少しお話があったわけですが、我々の組合といたしましては、現在、入所者が満室という状況でございます、70名の方が入所しておられる、また、そこで働く職員の方もおられるということもございますので、それらの、まずは住民、そこに入所しておられる方に動揺が起こらないということがまず第一番やと思っておりますし、また、職員に対しましても動揺が起こってまいりますと、職員がそうでなくても大変な努力をしながら人数を確保いたしておりますので、それらの方が動揺されるということで、お辞めになるということになりますと、まず入所者が困ってしまわれる状況が起こってまいります。どうかその辺のことを十分にご理解いただいて十分にご審議を賜りたいというふうに思っております。総合病院といたしましても、今後のこの改革プランの中でどのような形にしていくのかということについては、十分検討もしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

【川島議長】 わかりました、ありがとうございます。

他の方、ございますか。

【立見委員】 高月の立見です。高月町議会におきましても、先般、特別委員会を開きまして、意見がかなり出ましたので、一応この場で皆さんにご理解していただきたいと思います。病院につきましては、へき地及び地域の中核医療機関である前提から、将来、最終的にどのような方式に落ち着くことにせよ、地域における存続を高月町として強く要望いたしております。しかし、この時点で病院事業や福祉事業の周辺は、医師や職員の勤務状態だけでなく、患者や利用者に大きく影響するのが必至である。よって、原案である「直ちに取り組む」とか「合併時までには策定する」という期限は、解決を要する時間として非常に厳しいと思われまます。関係者が国や県の方針を受け、あるいは市民病院との協議、比較の中で、何年かの時間的余裕を持って解決に当たっていただきたいと思います。強く要望いたします。

【川島議長】 今の実情も私どもも聞いておりますので、十分患者の皆さん方、あるいは従業員の方々、あるいは当然お医者さんのことでもありますし、その辺の配慮をしなければ

ばいけないことはよくわかっております。それを考えながら皆さんに相談したいと思えます。

【山本委員】 おっしゃっていることはよくわかるんですけども、経営というのは別だと思えますね。経営をしていかないと、これからというのは、ますますどんだけ赤字を出したら補助を出すじゃなしに、どういうふうにしていったら経営ができていくかということを基本的に考えてやっていただかないと、今まであるものをそのままやっていると、また日本の自民党の官僚と同じですので、そこのところは発想を変えて一から取り組んでいただきたいと思えます。

【川島議長】 皆さんのいろいろな意見を尊重して検討させていただきますので。

【北沢委員】 県のほうの保健医療計画というのがここに書いてございます。各病院がこの滋賀県保健医療計画という中で、1次医療圏、そして2次医療圏、そして3次医療圏という位置づけをしておるわけでございますけれども、一般的に1次医療圏というのは診療所等でございます。そして、2次医療圏ということで、7つの圏域を分けまして、その中に、例えばこちらの管内ですと長浜市民病院だとか湖北総合病院というのがあるわけでございますけど、その中でも、特に湖北総合病院はへき地病院ということで指定をさせていただいております。なおかつ、へき地の病院、高島にもあるわけでございますけれども、そういった無医地区への保健医療のへき地の支援機構という、またさらにその上の役割も果たしていただいているというような病院でございますので、そこらあたりは十分ご理解をいただきたいと思えます。なお、経営等につきましては、先ほどの話もありましたけれども、総務省のもとにプランを立てていくということでございますので、また、そのほうは病院のほうでやられていると思っております。

【川島議長】 今、県からもお話がございましたように、長浜市民病院とは、また別の機能を持っているというふうにもございますので、単なる赤字、黒字ばかりで判断すべき問題でもないわけでありまして、ただ、その中で経営努力をするということについては否定するわけではありませんが、いろいろな要素を勘案したいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

では、この問題は保留ということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【川島議長】 それでは、次に参りまして、27号、使用料、手数料等の取扱いにつきましては、前回は野外活動施設の経営状況、施設ごとの収支状況についてご意見がございましたので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、これは第3回会議資料の28ページのほうで、協議27号ということで、使用料、手数料等の取扱いにつきまして、ご提案させていただいている案件でございます。前回、ご質問がございまして、こういった施設の中で、いわゆる野外活動施設の状況はどうなっているかということでございます。今日、資料1ということで、お手元のほうに補足説明資料というものをお配りさせていただいております。該当する施設が4施設ございまして、3つの団体に分かれているわけでございますけれども、まず、1ページのほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、長浜市の高山キャンプ場でございます。これは平成11年に設置されまして、設置費用といたしまして2億7,000万円余りをかけて整備されたものでございまして、現

在のところ、バンガロー8人用が2棟、あるいは4人用が4棟という中で、現在、利用をいただいているところでございます。現在、指定管理者ということで、滋賀北部森林組合に、平成18年4月から指定管理者として運営をいただいているという状況になってございます。利用者の状況でございますが、中ほどに整理をいたしております、平成17年から平成19年までの3カ年の利用者の状況を整理させていただいております。平均いたしますと5,000人余りの方が年間ご利用いただいているということになってございます。

当該施設の収支の状況でございますが、その下のほうに記載しておりますように、収入といたしまして、もっぱら使用料収入ということで、当該施設の使用という部分での収入が100%でございますけれども、平均いたしまして680万円余りの使用収入が入っているということでございます。一方、支出といたしまして、平均いたしますと1,000万円余りと、こうなっておりますけれども、平成19年度の支出をご覧くださいますと800万円余りという中で、現在のところ、施設の収支という分をご覧くださいますと150万円余りの施設の赤字になっているということございまして、従いまして、一般財源の負担、いわゆる税の負担でございますが、150万円余りの負担になっているという状況でございます。

次に、3ページのほうでございますが、これは木之本町さんの木之本勤労者野外活動施設大見いこいの広場というものでございます。内容につきまして、4ページのほうに、ちょっと見にくいので恐縮でございますが、当該施設の全体図を挙げさせていただいております。これは昭和58年に建設されまして、当時9億2,800万円余りの事業費をかけて設置をいただいたということございまして、コテージ、オートキャンプ場、あるいはヴィラというものがございまして、そういった施設を運用いただいているということで、現在、株式会社ふるさと夢公社きのもとというところが指定管理者となって運営をいただいているということでございます。平成18年9月からの指定管理ということになってございます。現在の利用者の数でございますが、下にございますように、平均いたしますと2万5,000人弱の利用者という状況になってございます。

収支の状況でございますが、収入が平均いたしますと3,200万円余りということになってございますけれども、一方、支出の関係を申しあげますと、平均3,600万円ということで、平均的には400万円余りの赤字ということになってございますけれども、平成19年度をご覧くださいますと、この平成19年度末では150万円余りの施設収支ということになっておるということで、全体的に一般財源、税等で負担している部分といたしまして166万円程度になっているということでございます。

次が5ページ、それと6ページでございますが、余呉町さんのほうで設置いただいている施設でございます。

まず5ページのほうでございますが、ウッディパル余呉ということでございます。3つの施設があるということございまして、森林総合利用促進施設、それと森林総合交流センター、それとスポレク施設と3つございまして、これにつきまして、平成2年に設置されたということで、中ほどにございますように27億余りの事業費を投資されまして整備されたということございまして、コテージが6人用が7棟、10人用が4棟、以下テントサイト、テニスコート等が整備されておるということでございます。この施設につつま

しては、現在ウッディパル余呉、これは財団法人でございますが、指定管理者となって設置運営をいただいているということでございます。利用の状況という部分をご覧くださいますと、これにつきましては、年間3カ年平均で2万5,000人強という状況でございます。

収支の状況でございますが、収入が平均いたしますと5,600万円余りということでございますが、一方で支出が7,600万円余りとなっていることで、施設の収支という部分でございますと1,900万円余りの赤字経営と、こうなっておるということでございます。従いまして、一般財源ベースで申しあげますと、いわゆる税納負担でございますが、平成19年度で1,400万円弱、税のほうで負担をしていただいているという状況でございます。

6ページのほうに、もう1つ、赤子山のスキー場というものがございます。これにつきましても、平成3年に設置されておりました、1億2,000万円弱の設置費用ということで、スキーのゲレンデ場が1カ所ございます。この施設につきまして、現在、先ほどと同様に、財団法人ウッディパル余呉のほうで指定管理ということになってございます。利用者の数が書いてございますけれども、当該施設が天候に左右されるという施設でございます。そういった関係もございまして、平均的には2万余りとなっておりますが、降雪の条件がよければ、平成17年をご覧くださいますように、5万5,000人に近い利用の状況もあるということでございます。

施設の収支関係でございますが、年によって、そういう形で赤字が出たり黒字が出たりという状況でございますが、おしなべて平均いたしますと、施設の収支としまして230万円余りの赤字になっているということで、税等の負担といたしまして、平均的には200万円余りの税の負担を行っているという状況になってございます。施設の内容につきましては、7ページのほうに、こういった施設があるということで全体概要図を掲載させていただいておりますので、またご覧いただきたいということでございます。

以上でございます。

【川島議長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【押谷委員】 ただいまの野外活動施設の件で使用料等につきましては、施設ごとに詳細な収支状況のわかる資料として直近数年分をお出しいただいたわけでございますが、ただ、人件費がどれだけのウエートを占めるのかというようなことはわからないようになっていきますね。その辺は知りたいところではありますが、とりあえず資料が出たら持って帰ってこいということでございましたので、持ち帰らなければなりませんから、この部分につきましては保留とさせていただきます。

【川島議長】 また、長浜市特別委員会で私どもは説明しますので、ぜひとも呼んでいただくようお願いいたします。

他にございますか。

それでは、ご意見がないようですので、どうですか議長、今のところは説明を私からしますから。

これは、そしたら長浜の議会と私どもがまた十分説明いたしますので、ここでご了解いただいたということで整理したいと思います。よろしいか。

【押谷委員】 これはあくまでも保留です。

【川島議長】 じゃ、保留ということをお願いをいたします。ぜひとも、再三言いますが、とにかく長浜議会で私どもも十分説明をうまくできるんですけど、何回もやりやすから、そこへ呼んでいただかんと説明できる機会がないので、よろしくをお願いします。

次に、32号、各種事務事業の取扱いについてであります。前回確認いただけなかった項目のうち、都市建設関連の公営住宅の管理の取扱いについて、長浜市、虎姫町、木之本町の担当課長から資料及び説明を願います。なお、高月町、余呉町については資料をご確認いただきたいと思います。

【長浜市・担当】 長浜市建築課の矢野でございます。それでは、8ページ、公営住宅の未収金、入居管理に関する現在までの取り組みと改善計画について、説明をさせていただきます。

公営住宅戸数につきましては、住団地356戸を管理いたしております。滞納繰越額、これにつきましては過去の未納額の累積額でございます。平成17年度から19年度まで掲載をさせていただいております。18年度まで滞納繰越額は増えておりましたが、19年度、少なくなっております。これにつきましては、下に書いております明け渡し請求訴訟、即決和解申立、これは法的措置と呼んでおりますが、このようなものの措置をしてみた結果、滞納繰越額が減ってきたというふうに考えております。この明け渡し請求訴訟というものにつきましては、納付指導を行います。それに応じない、自発的に納付が期待できない方につきましては、市営住宅の明け渡しと滞納額の納付を求めて訴訟を提起するものでございます。即決和解申立と申しますのは、起訴前の和解でございます。滞納額の一定額を納付していただき、残額を一定期間で納付する約束を簡易裁判所で行っていただくと、こういうような法的措置。明け渡し請求訴訟につきましては4件、即決和解申立につきましては5件、平成19年度から20年度に実施をしております。

現年度収納率でございますが、平成17年度94.93%、平成18年度95.06%、平成19年度96.72%でございました。

四角の取り組み状況でございますが、これにつきましては、未納徴収におきましては、書面における督促、催告、これにつきましては催告書と電話。臨戸徴収、これは訪問徴収でございますが、それから招致、呼びつけて納付誓約をとる等の処置でございますが、このようなものを行っております。さらに悪質滞納者につきましては、先ほど申しあげましたような法的処置をとってまいっております。

それから、不適正な入居者の確認でございますが、これにつきましては、収入報告、修繕時、納付指導時等に直接確認するとともに、通報等の情報により確認等を行っております。不正入居者があった場合には、まず退去を指導し、応じない者につきましては、明け渡しの法的処置を行うというようなことをさせていただいております。

それから、具体的な対応施策といたしましては、平成14年度から徴収員1名を設置いたしまして、未納徴収の強化をしております。徴収員につきましては、未納徴収だけでなく、入居者の確認や、未納の理由の把握、納付指導等を行っていただいております。平成19年度には、市営住宅等家賃滞納整理事務処理マニュアルを制定いたしております。これにつきましては、家賃を納付させるための督促あるいは催告の手順、それから、先ほど申しあげましたような悪質者に対します法的処置、そのようなマニュアルを設置いたしております。

平成19年度におきましては、専決処分事項に市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、議会の権限に属する事項でございますが、議員提案によりまして専決事項にさせていただいております。これによりまして円滑な対応が可能となったものでございます。

それから、今後の改善計画でございますが、収納率の目標といたしましては、長浜市集中改革プランで目標を立てておりまして、95%を22年度までというふうなことで立てておりましたが、平成19年度末に既に達成できたということで、今後は今までの取り組みをさらに強化しながら、今までの収納率を落とさないようにしていきたいというふうに考えております。具体的には、滞納整理マニュアルに基づきまして、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

それから、今後の入居管理の問題でございますが、これは日々の入居者の把握と指導が重要でありまして、不適正な入居者の指導に応じない者には、先ほど来申しあげておりますような法的処置も辞さないような覚悟で臨んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【虎姫町・担当】 失礼します。次に虎姫町でございます。柳田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の9ページをご覧くださいと思います。

まず、当町の公営住宅の状況でございますが、資料のとおり182戸でございます。すべて公営住宅につきましては特目住宅ということで、同和対策事業によりまして対象者に入っていただく公営住宅でございます。そうした中で、平成19年度末の繰越滞納額、また現年度収納率等、この表にございますように、19年度で滞納繰越額が273万9,700円ということで、現年度の収納率が94.2%という徴収率でございます。また、明け渡し訴訟、また即決和解申立というものにつきましては現在まで、公営住宅のほうでは実施いたしておりません。

それと今日までの取り組み状況でございますが、未納対象者につきましては、未納の発生に対しまして書面の督促、また催告、招致及び臨戸訪問という部分で粘り強くその徴収に努めておりますが、当町の特徴としましては、この臨戸訪問、戸別訪問、訪宅ということでの徴収に力を入れてまいったところでございます。また、この臨戸訪問につきましては、職員が担当するというので、毎月1度は訪ねるということで出向いております。

そうした中で、平成19年度より設置をいたしました税等の滞納整理専門組織であります収納促進課というのを設置されまして、そこを中心に19年度からは滞納対策を強化しております。

次に、不適正入居者の対策でございますが、不適正入居の確認につきましては、年1度実施しております収入申告時、または修繕等の要望がありましたときに訪宅しましたとき、あるいは別途納付指導時及び住宅の既設改善、これは水洗化工事でございますが、現在実施しております。こういうふうな工事のときに入居者の不適正入居かどうかというようなことを常々確認をしまして、その都度、是正に努めてきたというようなところでございます。

これまでの取り組みはそういうようなところでございますが、今後の改善計画といたしまして、未収金対策でございますが、合併までの目標数字といたしまして95%を目標に

現在取り組んでおります。現行滞納者につきましては、支払う意欲が全くないというような悪質な者はあまりいないというような状況でございますし、納付意思はありますが、当町におきましては、その滞納分の収入につきまして、これまで現年度分の徴収時に過年度分もいただきたいということで徴収をしているというような取り組みをしてまいりましたが、今後におきましては、この滞納分につきましては、現年度分の徴収とは別に、この計画的な滞納支払計画を立てていただくというような納付指導に徹底していきたいというふうに考えております。なお、また、これらの対応に応じない悪質な者につきましては、今後、法的措置を検討していきたいというふうに考えております。

あと、不適正入居者の対策でございますが、最近になりまして、特に電話等で情報が寄せられるようになってまいりました。また、議会からもその改善が求められているというような状況になっております。こうしましたことから、今後、実態調査を実施しまして、その中で合併までには適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

【木之本町・担当】 木之本町の地域整備課の西川といいます。まず一番先に、一番上の表の中で訂正がございます。今まで合併の資料として提出させてもらってございました数字は、木之本町の改良住宅20戸分が含まれた数字でございます。今回の資料は公営住宅119戸分の数字でございます。

現在までの取り組みといたしまして、未納徴収は、支払いの発生に対しまして臨戸徴収により納付を促してきております。また、不適正な入居者の確認は、収入報告、修繕時、納付指導等に確認し、指導をしてまいりました。今まで、平成13年度でございますが、滞納整理事務取扱要綱を制定しております。平成19年度に用途廃止済み及び返還後10年を経過しておる徴収不能債務について不納欠損処理をしてまいりました。平成20年からは、本町で収納推進室が設置をされまして、連携をして未納徴収強化を図っているところでございます。

今後につきまして、目標の数字といたしまして、合併時までに収納率を90%までに持っていきたい。臨戸徴収により収納率は次第に改善をされておりますが、まだまだ低迷しております。今後、滞納整理事務取扱要綱に基づきまして、滞納者に対しまして法的処置を前提に督促、催告をし、応じない場合は法的処置、明け渡し訴訟等を進めてまいります。滞納債権の精査を進めまして、徴収不能債権につきましては不納欠損処分をしてまいります。不適正な入居者に対しましては、改善を指導し、応じない者については法的処置を講じてまいります。

一番下のほうで滞納整理事務取扱要綱、これによりまして、今後、法的措置を講じて滞納整理を進めていきたいというふうに思っております。

【川島議長】 以上の説明につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【竹本委員】 湖北町の竹本でございます。木之本町の徴収不能債権については、不納欠損処分とするという項目がございますけれども、10年間で不納欠損処分をするということは、税のやはり、公平の負担、平等ということに鑑みまして、どういうふうにしてこれは理解していただけるのかなど。説明をいただきたいと思っております。

【木之本町・担当】 木之本町は、今、委員さんがおっしゃっていただきましたように、公平性を考えて、過去、不納欠損処理をしてこなかったという部分で大きい数字になって

おります。今回、19年度で不納欠損をさせていただいたという部分につきましては、返還がされて、なおかつその人が行方不明という部分について調査をし、精査をし、不能欠損処分をさせていただいたという数字でございます。

【川島議長】 長浜については不納欠損処分をしているんです。しかし、木之本はやっておられなかったというようなことで、会計基準上、不能欠損処分をできるようになっているようなんですが、その辺の制度の説明を含めてお願いします。

【川島議長】 ちょっと静かにしてください。

【長浜市・担当】 不納欠損処分と言いますとわかりにくいんですが、簡単に言いますと、徴収の見込みが立たないために徴収をあきらめることでございます。しかしながら、住宅の使用料でございますと、5年間の時効というのがございます。ただし、5年間の時効でございますが、5年間、その督促等をしなかった場合に時効が来るわけでございますので、督促等、通常の手続をしている間はほとんど時効がない。というのは、徴収訪問なり、あるいは納付誓約なり、あるいは裁判等によりまして時効が来ないようにしておりますので、ほとんどこの時効によって不納欠損ということはあり得ませんし、また、先ほど木之本町さんがおっしゃいましたように、まれに行方不明、あるいは行方不明で連帯保証人さんの支払い能力がない場合、そのような場合につきましては、長浜市におきましては不納欠損処分審査委員会というのにかけてまして不納欠損をしております。そういうことで、あまり不納欠損はなかなかできないような状態になっておりまして、長浜市もそう多く不納欠損をしておりますが、先ほど木之本町さんがおっしゃいましたような、行方不明で連帯保証人がその能力がないというような、そういうようなケースにおいて不納欠損をしていると、そういう状況でございます。

【川島議長】 よろしゅうございますか。

【竹本委員】 すいません、私は桁を間違えていたんだと思ったんですけども、木之本町は、7,000万円ですね。他の町なんかを見ていまして、やはり700万円とか200万円だとか、かなり差があると思うんですけども、こういった大きな金額を合併までの間に解決していただけるようなことは可能なんでしょうか、近づけることは可能なんですか。その点どうですか。

【川島議長】 お願いします。

【木之本町・担当】 先ほど20年の8月以降の取り組みということでお話をさせていただく中で、法的な部分の処置を今後早急に進めていかなければ、この目標の90%という部分についてはなかなかという思いをしております。そのために本町が本年度から取り組みをしております収納推進室と連携して法的処置を講じるのも、目標値に進めていきたいのと、それから、今まで本町が、先ほど委員さんがおっしゃっていただきました公平性という部分で、そのままの数字が残っていったという部分についての精査もやっていきたいというふうに思っております。

【竹本委員】 本年度、20年度から収納推進室が設置されたと書いてございます。その成果はどのようなものですかね、今日まで。

【山表委員】 木之本町の副町長の山表です。この未収金問題ということにつきましては、公平公正という部分で、19年度から重点目標という形で取り組んでおります。先ほどもお話がありましたように、20年度からは推進室をつくり、収納計画、また構成表等

をつくりながら具体的な行動をしていくということで取り組んでいるところでございます。先ほどの住宅のことでもございましたように、法的な処置というのはなかなかとれないという経過もございました。けれども、悪質な方に関しては、やはり退去命令、また法的な処置をとりながら、きちっとした形で住民に説明をしていくという考え方で取り組んでいる、その準備を進めているというところでございます。その成果が19年度では予想より上がってこなかったということで、20年度からは推進室をつくり、その促進を図っているというところでございます。このことについては、今、いろいろな面での準備を進めて、形として見えるようにしていきたいなということで取り組んでいるという部分です。数値的な部分につきましては、今、担当課長が言いましたように、今までの数値が低過ぎるということと、また不納欠損処分等をしてこなかった、できるだけその処分をしないで、行方不明であっても何とか探し出せないかなというような形で、その残が残ってきた経過もでございます。町の議会のほうでも、どうしてもあかんもんやったら、きちっとした形で、先ほども長浜の部長さんがおっしゃっていたような形で不納欠損をしていきたいということもでございます。

ただ、合併云々よりも住民の公平公正の中で、これは何としてでも未収金対策はしていかなんということ、不退転の決意で取り組んでいるというところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

【川島議長】 他に何かございますか。

【押谷委員】 この会場に来てから、この説明資料を見ましたのであれなんですけど、まず長浜の徴収員1名がいるということですが、この身分を知りたいんですけど、どれぐらいの身分の人なのか。それから、虎姫町の場合、収納促進課というものが設けてあるようですが、この組織の体制がどうなっているか、人数ですとか。それから、先ほどの木之本町さんの収納推進室の体制がどうなっているのか、お聞きしておきたいと思います。虎姫町と木之本町の、その取り組みの姿勢でも、虎姫は粘り強くその徴収に努めてきたとありますが、木之本は納付を促してきたにとどまって、この差なのかどうかよくわかりませんが、ひとつ組織についてお聞かせいただければと思います。

【長浜市・担当】 長浜市ですが、嘱託員の身分は臨時職員でございます。

以上です。1名です。

【虎姫町・担当】 失礼します。収納促進課の体制でございますが、平成19年度は4名でございまして、これは当町の職員でございます。また、20年度から7名になっております。3名増えておるわけでございますが、このうち2名につきましては、県からの派遣職員でございますし、1名は木之本町からの職員でございます。木之本町のほうの1名につきましては、当町との職員交流でございまして、今年の10月からまたうちの職員が1名、木之本町のほうへ寄せていただくという組織体制でございます。

【木之本町・担当】 木之本町の収納推進室の人員は2名です。管理職、主査、職員でございます。木之本町の収納推進室につきましては、2名で行っております。管理職1名と主査1名でございます。それと虎姫町との職員の交流ということで、10月からは本町に来ていただくというふうになっております。

【木之本町・総務課長】 県の滞納整理の関係の機構で、本年度、県の職員さん2名と、それと木之本と虎姫とで1名ずつ出しあって、半期ずつ滞納整理ということで現在動いて

おります。今ほど虎姫町さんがおっしゃいましたのは上半期ということで、木之本町が下半期10月からということで取り組みを強化するということで、今現在動いております。

以上です。

【川島議長】 これは、長浜は法的措置をとっておりますが、大体、今、月2、3件か5件ぐらいだと思います。ただ、これは私自身の経験では、ほとんど記憶はないです。最近とり出したと、長浜については。それで今の話ですと、まだそれが検討しているとか、これから進めるという段階ですが、最近は非常に法的措置をとるようになっておるようでございます。

次に何かございますか。

【弓削委員】 高月町議会の弓削です。先ほど長浜の矢野課長さんが答弁の中で使われた言葉で、連帯保証人には力がないと、こういったことを言われていたんですが、単なる保証人であれば、本人さんに督促してくれとか、あるいはまた本人さんが通帳を持っているからってほしいとか、こういった検索の抗弁権というのがありますが、連帯保証人の場合は、もう検索とか、そういう抗弁権がございませんので、その連帯保証人が資力がないというふうなことは、そもそも連帯保証人を選択される方を認定する場合に、その方が能力があるかどうかというようなことを審査されているのかどうかということをお聞きしたいんですが。

【長浜市・担当】 入居時に連帯保証人さんの資力については審査しておりますが、長い間、先ほどの行方不明の例でございますが、レアなケースというふうに申しあげましたとおり、行方不明で連帯保証人さんに資力がない場合ということで、そのような場合は少ないんですが、そういう場合について不納欠損をしているという説明をさせていただきました。従いまして、何年かに1回はそういうような連帯保証人さんをチェックしたりもしておるんですが、まずは第1に入居時にはチェックさせていただいております。

【川島議長】 他にございますか。

【弓削委員】 要望といたしましては、今後、連帯保証人をつけられる場合は、やはり弁済できるような資力の方を今後は最終的につけてもらうような形でもってもらわんと、なかなか解決できないと思いますので、よろしく頼みます。

【川島議長】 わかりました。では、よろしゅうございますか。長浜議会、よろしいですか。

【押谷委員】 資料の疑問点をいろいろお尋ねしましたが、現在までに取り組み状況や今後の改善計画を提示していただいたと思っております。こういう資料を早く出していただければ判断も早かったんですが、持ち帰らなければなりません。従いまして、32号は保留させていただきます。

【川島議長】 他にございますか。

長浜はことごとく保留になっているんですが、これは新しい資料を出して保留になって、同じことの繰り返しになりますので、先ほども言いましたように、特別委員会をそちらから呼んでいただきまして、そこで極力説明しますので、よろしくお願ひします。

【茂森委員】 今、議長のほうから長浜はことごとく保留をしているとおっしゃいましたけども、そうじゃないんです。これは、この前も申しあげましたように、きちっとした資料を提出していただいて、そして、それに基づいて私どもは特別委員会できちっと決め

させていただきますということを行ったはずですが、ですから、私は、今までの幾つかの課題につきましては、資料を今受け取ったわけでごさいます、我々3人にすべてをお任せさせていただきますかという議論もしました。けども、資料は一旦、持って帰っていただいて、その上で決めさせていただきますと、こういうことでごさいますので、決して引き延ばしとかいろいろな形でやっているわけじゃございせん。十分な議論をした上でご回答をさせていただきますと、こういうように思いますので、皆さん、よろしく願いいたします。

【川島議長】 いや、だから、もしこれを事前に私どもがそちらの特別委員会に提出して、そして説明をしたら、ここで初めて資料を出したわけですからね。初めて資料を出したということ省いてやっていけば、もう少し効率が上がりますので、それまでに提出してご議論いただいたらよろしいわけですので、その辺よろしく願いいたします。そして、これは保留にいたします。

【武田委員】 32号まで行っていると気がつきませんでした。今、32号ということですので、学校給食に関する事……。

(「次です」の声あり)

【川島議長】 それでは、次に前回確認いただけなかった項目のうち、教育関連の学校給食に関する事について、教育専門部会長から説明をお願いいたします。

【教育専門部会】 それでは、失礼をさせていただきます。教育専門部会の加藤でございます。前回もお時間いただいて説明申しあげたわけでごさいます、前回の任意協議会でご意見をいただきました学校給食会計の取扱いでごさいます、現在、長浜市におきましては、給食センター管理運営費、人件費など、公費として支払う経費につきましては、市の一般会計で扱っております。保護者の方が負担をしていただかなければならない給食費を学校給食会による会計で取り扱っております。市が負担する経費と保護者が負担する経費の扱いを明確に区分させていただいているところでごさいます。

今回の調整方針として、第3回、第4回に出ておりますが、「長浜市の制度に統一する」とございますのは、この給食費の負担区分や、今日まで協議をしてまいりました事務事業の調整方針を踏まえまして、合併後の長浜市において、統一的な会計方式とするためには、学校給食対象者の約65%の子どもたちが長浜市は占めるわけでごさいます、そのような状況から、長浜市の制度に統一することが最も合併においては円滑に運用できるものと考えて調整をしまして、学校給食会による会計方式を用いることとして調整をさせていただいたところでごさいます。

ただし、先の長浜市と浅井、びわ町によります1市2町の合併時に会計処理方法も含め、学校給食のあり方全般について検討していく旨の方針を確認させていただいておりまして、今回の合併におきましてもこの方針を踏襲し、1市2町合併時の会計処理等も含め、学校給食のあり方を検討していくことを前提といたしまして、長浜市の制度に統一する、引き継ぐものと認識をいたしております。

なお、合併後におきましても、合併後の学校給食を取り巻く課題が種々ございます。それを総合的に勘案しながら給食会計の取扱いにつきましても検討を続けてまいりたいと考えております。

もう1点、この給食会の透明性あるいは明朗会計という視点にとりまして、18年の4月からこの会計の処理に当たっての監査委員には、市の会計監査委員及び保護者の代表の

方を監査委員ということで会計処理の透明性を図っておるところでございます。

以上、よろしくお願いを申しあげます。

【川島議長】 はい、ありがとうございました。

【武田委員】 木之本の武田でございます。そういたしますと、この専門部会で、まずなぜそこまでの話がされてなかったのかと。専門部会話を聞きますと、1日で何時間かで終わってしまった、長浜市に合わせてくださいというだけで終わっていったというふうに聞いておりました、それぞれの町の専門委員の方は、この私会計ということをおまわり理解されてなかったというふうに聞いております。

私は、1つ思うのは、それでは、この学校給食会がそれぞれのセンターに設置されるのか、それとも長浜市の1つに統合されてしまうのか、それが1点。それから、この規則の中で、会計のことについて何も明示がない。この会計の最高責任者が誰で、誰が責任も持つのか。まず最初に、これを運用するためには幾らかのお金が必要やというふうに聞いています。長浜市においては、2年間の運用がありますので、それで運用していける。しかし、新たなところについては運用できない。ゼロからのスタートですので、まず運用ができない。今までこれを使っておられるところはどういうふうな手法をとっておられたのかということをお調べさせていただきました。そうしますと、実は給食費をちょこっとずつ残していくんやと、毎年残していくんやと、そして、それを運用のために残して行って、そのお金を使うんやというふうに聞いております。あるところによりますと、それは大きな市ですと数百万にせんことには回転しないので、ずっとしているんやと。規則、法律にあります、賄材料費と、それからもう1つは光熱費ということがうたわれているそうです。それにこの学校、子どもから集めた金を使うというふうに聞いております。それはプールやから、プールでそういうふうになっているんやから、最終的にはみんな一緒やという考え方で動かれていると。それはまさしく父兄なり子どももだまして、こんな会計になってきてしまう。1回回したら同じことやと、ほんなら最初の方は得して最後の者は損するんかいと、大変不明朗な会計であることが1つ。それから、もう1点は、この方式によって議会のチェックは入れられるのかという、この3点についてお伺いしておきたいと思うんですが。

【教育専門部会】 それでは、お答え申し上げたいと思います。まず、この項目の会計の取扱いについて十分な協議がなされたのかという点もあったと思います。これにつきましては、ここに至るまでには、分科会での各課長さんなり担当者が出ての協議、あるいは、今、私が説明しております専門部会へ持ちあがったの協議をした上で、十分それまでには事前データを収集した中で、協議調整をなされた中で、このように調整をさせていただいたという経過でございます。

それと、学校給食会の最高責任者は誰なのかということでございますが、長浜市学校給食センター給食会、これの会長は、今現在、長浜市の教育長がしておりますので、この会の最高責任者は教育長でございます。

それと、それぞれの会計につきましては、現在は給食会1本でございますが、長浜でありますと長浜、びわ、浅井もございまして、それぞれ調達する食材あるいは施設等も違いますので、それぞれ独立した会計の中で処理をさせていただいているということでございます。

それとチェックにつきましては、先ほど申しあげました、この1市2町の統合を図りまして、18年4月1日から、先ほど申しあげました市の監査委員も入っていただく中、また、あくまで給食会計は個々の親御さんがさせていただく会計でございますので、その保護者の方もその会計に当たっていただきまして、その中で明朗かつ適切なる処理を今日まで行ってきたということでございます。

以上でございます。

【武田委員】 一番わかりにくいのが会計処理やと思うんです。今の話の中では、私会計やから私がやると、自分たちでやってんのやと。どこでこの不正がチェックでき、これはもう温床やと思うんですよ。今後、これはきっとそういうふうなことに発展していく可能性が大きいとと思っているんです。私としては、議会のチェックが入れられるような体制にまずつくり直してほしいというのが1つ。それから、それぞれのセンターで、それぞれ規約をもう一度見直していただいて、会計処理の方法をきちんと明確にさせていただくこと。

それから、もう1点。今、地産地消の話をお聞きしておいたんですけども、地産地消も必要やということをご理解賜ったというふうに思っております。そういたしますと、この学校給食のことに関する中で、「給食費については、合併時は現行のとおり長浜市に引き継ぎ、合併後、統一を検討する」という文言がございます。ここの部分について、「給食費については現行のとおり長浜市に引き継ぐ」という文章でいいのではないかとこのように思いますが、その点についてはどうでしょう。

【川島議長】 これから回答をしてもらいますが、今、効率的、そして具体的に地産地消とかいろいろやると、私会計のほうがいいというふうなことを聞いていますし、他市は全部私会計でやっているというふうなことでございますが、今の説明を。

【教育専門部会】 今回の調整の原案でございますが、第3回のときに提案をさせていただいております長浜市の制度に統一するというのが原案として専門部会からずっと調整原案が持ち上がっていることでございますので、第4回に提示をされたその文言については、第3回の提案が「長浜市の制度に統一する」、それでもって調整を図っておりますので、ご理解をいただきたいと。

給食費につきましては、現行のまま引き継ぐということでございます。これは、当然各施設、それぞれの様態も違いますし、また食材も現地調達と、今、先ほど仰せになりました地場産等の調達もでございますので、給食費については現行どおり新市に引き継ぐということでございます。

それと、再度ご理解を賜りたいと思いますのは、現在、長浜市に3施設、6町に4施設と、7施設となります。湖北町におきましては自校給食でございますが、それぞれ給食調理施設の規模、形態、あるいは各給食調理施設の実態等、それぞれ違うわけでございますので、合併時におきましては、先ほど申しあげました学校給食の会計処理方式につきましては、合併時においては長浜市の制度でもって調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

【武田委員】 わかりました。それで結構なんですけど、そうしますと、ただいま私が申しあげましたように、具体的な調整方針の中で、「給食費については現行のとおり長浜市に引き継ぐ」という文言でええんやというふうに思うんです。「合併後、統一を検討する」という項目は必要ないんじゃないかというふうに思っておりますので、削除をお願いしたい。先ほ

ども申しあげましたように、ぜひ会計上の透明性を持たすための規約というものを折り込んでいただきたい。そのことを条件としてつけ加えさせていただいて賛成させていただきます。

【川島議長】 ちよつと休憩させてください。

(休 憩)

【教育専門部会】 再度お答え申しあげます。ちよつと混乱いたしておりまして失礼いたしました。給食費につきましては、合併時におきましては現行どおり引き継いで、先ほど申しあげました施設等が、今後、整備等も図られてくるわけでございまして、そういうのを勘案して、今後、統一に向けて調整をしていくということの原案でお願いをいたしたく存じます。

【川島議長】 今の統一という意味は、要するに給食費を1本にしたいというようなことですが、現在の浅井とびわと長浜はばらばらなんです。それこそ今はばらばらなんです。だから、それを1本にするほうが、同じ長浜市で給食費を1本にするという意味なんでしょう。

【事務局】 説明をさせていただきます。学校給食に関しましては、2つ課題を今申しておられております。1つは給食費です。これについては現行は変えないで、長浜市の今の現行どおり引き継ぐわけですけれども、やはり同じ新長浜市で、あちらのこの値段、こちらのこの値段が違うのは、いささかどういふもんだらうということがございますから、そこの給食の実態を見極めつつ統一も考えていきたいということで検討していきたいということになっているわけですね。ですから、当然その料理の内容とか、長浜市はびわ町のように地産地消で、少しおいしい米を使っているところは高いです。そういう実態も踏まえて、教育ですからできるだけ統一していきましょつと、これが給食費の扱ひでございます。

それから、給食費の会計処理につきましては、今、いろいろご議論ありましたように、これは前回も申しましたように、総務省も文部科学省も統一的な見解というのはなくて、私的な私会計でいく場合と公会計である場合と、全国でもかなりばらばらに扱われておりますし、滋賀県の場合でも、都市部ではやはり私会計、それから、そうでないところについては公会計でやっている場合が多うございます。その基本的な考え方は、この給食費というのは給食にしか使わないお金でございますので、ある意味では、そのときのお休みになっている子どもの数とか、いろんなことでかなりフレキシブルな対応が必要であるということとか、あるいは給食によって給食材料を賄うだけですから、極めて、早くいえば、もっと早期のときは給食のおばさんがお金を集めて、それで調理を出していたという、非常にプリミティブな段階から継続して進んでいるわけでございますので、私会計で扱う場合、それから公会計で扱う場合ということがなされてきたと思うんです。

そういう意味で、圧倒的多数の今の子どもの数からいえば、私会計で運用されている長浜市の状況に何か問題があったということもございませんので、できましたら会計処理といたしましては私会計に統一させていただけないかということで今回の提案になったというふうには、少し整理してご理解いただければと思っています。

【武田委員】 いや、そのことについては理解したと言っているんですよ。ただ、その中身で、会計処理がこれでは不明瞭やと。そやからきちつと会計処理、責任者等をきちん

としないとあかんと。長浜市は問題ないというふうにおっしゃっていますけども、現場では、いやいや、問題もいっぱいあるんやというふうにも聞いておりますし、またよそからも問題はあると。しかし、私会計という中で回しているんやというふうに聞いておるんで、この部分は理解します。わかりましたと。わかりましたけれども、そういうふうなことが聞こえておりますので、会計処理をきちんとする規約をつけていただくなら、これで私も承認をしようとするんです。

【川島議長】 でしたら、現状のまま長浜市に引き継ぎ、会計は透明性をさらに一段と確保する、努力すると。そして、給食の単価については統一するように検討していく方向に進めるというようにして、今のその答弁だと、それでよろしゅうございますか。ほんなら、そういう文章に変えてください。

【事務局】 いや、文章というよりも、今おっしゃいましたようなチェック機能をきちんとできるような制度設計をもう一度検討はさせていただきますが、内容的にはこれでご理解をいただくということでよろしゅうございますか。

【川島議長】 文章を変えたらええやん、それで。

【茂森委員】 変えたらあかん。

【川島議長】 じゃ、文面はオーケーで、今言った趣旨でチェック機能は十分確保するようにします。よろしゅうございますか。

【押谷委員】 バス停で手を挙げていますから、バスが行ってしまうと困るのであります。

その給食費の会計処理のことですが、特別委員会で議長が再三言われましたように、ちゃんと事務局を呼んで詳しく説明を受けました。一部には納得のいかないという意見、武田さんがさっき言われたような意見もたくさん出ました。透明性の確保ということで、監査委員などによる監査などを行いながら進めていただくということで、私会計でもそれはいいと。ただ、私会計にするならば、民営化も視野に入れてこれからは考えていってほしいという意見も出ましたが、一部から断じて公会計でないといかんという意見もありました。このことは言うところということでありましたので言うておきます。一部に根強く公会計でないといかんということはありませんが、一応このことにつきましては確認をさせていただきたいと思っております。

【川島議長】 わかりました。私会計でもやむを得ないということでもよろしいでしょうか。

【押谷委員】 やむを得ないじゃない。結構でございます。

【川島議長】 それと、民営化というのは、これはもう当然でございますので、そのことは今後とも考えていきます。よろしゅうございますか。

はい、そしたらこの問題はご了解いただいたというようにさせていただきます。

次に、都市建設関連につきましては……。

(「終わりました」の声あり)

【川島議長】 それでは、協議第32号、各種事務事業の取扱いについて、基本的な調整方針。

(「終わっています」の声あり)

【川島議長】 次に、公共的団体等の取扱いにつきまして、この前は削除したわけであ

りますが、長浜市議会からもう一度これを再提案したいという意見がございます。ご説明していただきます。

【中川委員】 長浜連合自治会の中川です。今、議長がおっしゃったとおり、前回の会議の中で、28号、公共的団体等の取扱いについて削除という決定がなされたんですけど、このことについては、29号の各種団体への補助金、交付金の取扱いについての整合性もございますので、もう一度復活させていただいて協議していただきたいと、かように思っております。

【川島議長】 そしたら、公共的団体等の取扱いについて、もう一度ここで協議することによってよろしゅうございますか。はい、立見さん。

【立見委員】 高月の立見です。この件につきましては、前回、どうもすっきりしない中で一応削除となったところなんですけど、そういうようなことから、高月町としては、そのとき一応原案で可ということを持ってきたわけですけども、再度、合併特別委員会で協議をいたしましたけど、補助金等の団体が数多くあって、事業の公共性とかの性格の度合いが濃い中で、これはやっぱり統合の調整には行政の存在が必要不可欠であるので、ぜひこの項目は採用すべきであると、こういうことでございましたので取りあげていただきたい。よろしく。

【川島議長】 高月町のほうからも、ここで取りあげてくれということがございますが、それでよろしゅうございますか。

【押谷委員】 前回削除ということになったわけですが、どうも議事録を見ていますと、私があたかも削除を誘導したかのようにとれなくもないわけでありまして、別に削除を誘導したわけではありません。だったら削除でもええやないかという例え話をしたら、ほんなら削除と言われるもんですから、何が何かわからんうちに消えてしまったということがあります。このことにつきましても特別委員会では話をいたしましたけど、合併後の1日でも早い一体感の醸成を図る上からも、合併時に統合できる団体、時間を要する団体、実質的な判断に委ねる団体という、やはりそういう分類がないと、なかなかあれだけたくさん数を一々見るのが難しいわけですので、この点を要望していた過程で、なぜか議長が早く済ませたいという思いだったのか、それじゃというふうにおっしゃったもんですから、やはりこれはもう一遍ちゃんとすべきだというふうに思います。

【川島議長】 今、3分類して、それぞれきちっと整理してほしいということがございますので、おっしゃるとおり、そのようにさせていただきます。今日、そしたら提出いたしますので、お願いをいたします。

(資料配付)

【川島議長】 それでは、今ほどお配りいたしました追加提案の協議第33号、公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明願います。

【事務局】 それでは、ただいま追加ということで配付させていただきました協議33号、公共的団体等の取扱いにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず1ページのほうをご覧いただきたいわけですが、この内容につきまして、前回ご説明させていただいた内容と全く同じでございます。公共的団体の取扱いについては下記のとおり提案するというところでございます。

1つ目が、長浜市と6町において共通する団体、それと共通する目的を持った団体につ

いては、合併時に統合するよう調整するというのが1点目でございます。2つ目が、長浜市と6町において共通する団体、又は共通する目的を持った団体で、統合に時間を要するものについては合併後3年をめどに統合するよう調整するというものでございます。3つ目が、独自の目的を持った団体については、自主的な判断に委ねるという形になってございます。

どういった団体が対象になるかということで、2ページから4ページまで、横の表でございませけれども、整理をさせていただいております。前回のご指摘も受けまして、4ページの下の方に、さらに公共的団体の調整の方法ということで、今回新たに整理させていただいております。4ページの下の方でございませますが、公共的団体等の調整方法ということでございませけれども、公共的団体等に対する調整は、協議会における調整方針、今、申しあげました調整方針でございませますが、それと市町村の合併の特例等に関する法律第6条の中で規定されておるわけでございますが、そういったものの趣旨に基づきまして、行政が主導的に協議を進めていくということになるかと思っております。その際、市の一体性を確保すると、先ほどご指摘もございましたけれども、市の一体性を確保する観点から、統合の時期につきましては、次の区分で整理して調整して臨んでいきたいと考えております。3つあるわけでございますが、1つ目が、行政の目的または事業を推進する目的で、いわゆる行政のほうで主導的に関与しながら設置した公共的団体がございます。それと、それぞれの市町の事業の推進に大きく関与されている公共的団体というものがありますけれども、これにつきましては、やはり合併に合わせまして統合することが望ましいと、こう考えております。中でも県主導で県下全市町村対象に設置されたものもございませ。こういったものにつきましても速やかに統合されるべきだろうということの考え方でおります。②番でございませますが、これは行政主導というよりも、かなり住民の自主的な活動によりまして設置された公共的団体もございませ。こういった団体につきましては、それぞれの団体のこれまでの歴史とか、あるいは背景、事情等もございませるので、そういったものに十分に配慮した調整が必要だろうと、こう考えております。それと3つ目が、社協でありますとか商工会議所、商工会、シルバー人材センター、こういったものにつきましましては、関係法令もございませして、それに基づいた統合が必要だろうということがございませけれども、こういった団体につきましまして、やはり主導的に団体のほうで調整されるのではないかなということでございます。

それと、これに準ずる団体といたしまして、農協でありますとか漁協、森林組合、土地改良区というものがございませ。こういった団体につきましましては、それぞれの関係法令があるわけでございますけれども、その活動の区域の許可等の制約を受けておられるということもございませ。また、当然のことながら、それぞれの事業者という立場の中で、経営的な観点からご判断ということがございませるので、それぞれの団体のご判断に委ねていくべきではないかなということで、調整の方向ということで整理をさせていただいております。

前回は割愛して説明させていただいているわけでございますが、5ページ、6ページのほうに関係法令のほうを挙げさせていただいております。改めて申しあげますと、5ページのほうでございませが、2番のほうに公共的団体等の監督ということで、自治法の157条の中で、いわゆる自治体の長の権限ということで整理されております。つまり、公共

的団体等の活動の総合調整を図るということで、これを指揮監督することができる、こうなっております。その下のほうに解説ということで書いてございますが、いわゆる公共的団体の産業、文化社会の全般に当たる事業活動をして、いわゆる普通地方公共団体の行政との間で適切な調和と協調を保つということがございますので、指揮監督ができると公開されているということで、そういった権限があるということでございます。

それと、先ほどご紹介しました市町村の合併の特例等に関する法律の第65条というものがございまして、公共的団体につきまして、合併に際しましては新市の一体性の速やかな確立ということで、その統合整理を図るよう努めなければならないという規定になってございます。

それと、4点目のほうに関係法が挙げてございまして、社会福祉協議会、シルバー人材センターにつきましては、合併時に市町村と同様に1つの協議会なりセンターのほうに統合していただくという形になってございますし、商工会、商工会議所につきましても、6ページの下の方から4行目ほどに解説というところがございすけれども、商工会議所の地区は市の区域、商工会の地区は1つの町村の区域とすることが原則とされておるということで、商工会議所法なり商工会法の解説でございす。それぞれ市町村の廃置分合に伴う地区の特例があるということでございすますが、合併後の市の一体的な発展を図るということにつきまして、できるだけ再編に向けた取り組みに努めることが法人の中でも求められているということがございすので、こういったところの法律の考え方も考えながら、公共的団体につきまして、行政として、先ほど申しあげました調整の方向性に基きまして指導をしていくという内容で再整理をさせていただいたところでございす。

以上が公共的団体につきましての再提案の内容でございす。

【川島議長】 ありがとうございます。ご意見、ご質問ございすか。よろしゅうございすか。

それでは、ご意見、ご質問はないようございすので、原案どおりとして、今後していただくことにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおりにいたします。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。

その他ということで、事務局、何かございすか。

【事務局】 それでは、1点だけお願いがございす。今日の会議の状況から、もう1回任意合併協議会のほうを開催していくということになります。あらかじめ首長会で日程なりを調整いただきまして、次第の下の方に書かさせていただいておりますが、次回もやはり9月議会等が開催されているということもございまして、またお休みの日で大変恐縮でございすけれども、9月20日、土曜日でございすますが、午後2時からということで、当該場所におきまして第6回の協議会を開催させていただきたいと考えておりますので、ご参加のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございす。

【押谷委員】 最後に申しわけございせん。去る7月24日の第2回任意協議会で、私どもの林議長が、「駆け込み事業を実施しない」などが明記されていすますが、その取り組みの資料が出たんですよね。少なくとも合併直前までの計画または債務負担継続などの事

業につきましては、詳細な資料を提出いただきたいと思いますということで、7月24日に発言をしているんですが、この資料は出ているんでしょうか。

【事務局】 ご指摘のとおり、そういったご意見が出ておまして、現在、その内容につきまして調整させていただいているということでございますので、何らかの段階で提出させていただきたいと考えております。

【押谷委員】 はい、わかりました。

【川島議長】 それでは、今、話がございましたように、次回は9月20日土曜日、午後2時から、浅井文化ホール、小ホールで開催させていただきます。

【武田委員】 3回の協議の中で、特別職の身分の取扱いの中で、教育委員の中でお話をさせていただきました。1日に何か教育長の話があったようでございますが、教育長いわく、いや、何もしていませんと、事務局が何も出してもらえないので何もしていませんと。どんな質問をしても答えられませんという協議やったと聞いています。そこまで事務局が入られるのなら、なぜ教育長の会議のときに事務局が入って、きちんとしたことをしておられないのか。私は子どもにまでこの合併の影響を与えることがいかなるものかということを使うとるんですよ。にもかかわらず、何も知りません、また法協が立ち上がらなんだら何もできません、こんな答えがありますか。事務局として私に対して報告を求めとるのに報告もない。その報告はどういう報告をされるんですか。報告してください、事務局。

【教育専門部会】 失礼をさせていただきます。長浜市の教育部長の加藤でございます。今、木之本の武田議長さんのほうからお話があったことについて申し上げます。実は、先ほど仰せになりました9月1日でございますが、従前より2市6町の教育長連絡協議会が9月1日当日に持たれまして、その会議の後、米原市の教育長を除いた1市6町の教育長さんがその後時間をとって話をいただいたということであります。その結果、現在の任意協で合併協議も論じていただいておりますのでございまして、その1市6町の合併協議が整う段階で、当然、子どもたちの将来を見据えたところの教育内容、あるいは施設の、今、耐震等いろいろと施設管理もございまして。あるいは教育関係の組織等につきまして、今後、意見交換を十分教育長を中心にして協議お深めてまいりたいというようなことで、当日、その連協の後の会議でお話をさせていただいているということでございまして、本日、教育長やらは出席をさせていただいておりますが、かわりましてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【武田委員】 いや、これからって、もう協議が進んでいるんです。今、任協に出ている資料は、これはもう施設のことだけですわ。本来の教育というものについては、この中には何も出てきていないんです。人数の定数であるとか、学校であるとか耐震であるとか、今おっしゃったことだけは出てきていますよ。しかし、それならそれぞれの学校、それぞれの子どもの特色ある学校づくりをしておるんやから、そういうことを協議してほしいとお願いしているのに、ということは、この特別職の取扱いの中で、失職したらそのまま終わりやと、あんたらにはもう何も言う権利はないんやというような言い方をされておるような気がします。本当にそこまで入った中での仕事をしようという気持ちがあるのか、私はいささか疑問に思っています。再度、教育長会議を開いていただいて、きちんとした報告をお願いしたいと思います。事務局、よろしく申し上げます。

【川島議長】 休憩します。

(休 憩)

【教育専門部会】 失礼をいたします。今、武田議長さんのほうからご報告ありましたように、大変大切なことですのでございます。前回9月1日に持っていただきましたが、引き続き教育長に報告をさせていただきますし、合併任意協も開かれ、また議会の渦中でもございますので、そこら辺を調整する中で会議を持つように報告もいたしますし、開くように調整をさせていただくようにいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

【川島議長】 それでは、先ほど言いましたように、本日は長時間にわたりご苦勞いただきありがとうございました。皆様のご協力をもちまして本日の任意協議会がスムーズに進行できましたことを改めてお礼申し上げ、閉会といたします。どうもご苦勞さまでございました。